令和5年度 運輸安全マネジメント (運送の安全に係る事項 令和5年4月1日~令和6年3月31日

- 1 輸送の安全に関する基本方針
- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内に於いて輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす

また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる ために、事故防止対策委員会などを通じ前広にアナウンスを行う

- (2)輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善を確実に実施し、安全対策 を不断に見直すことにより全社員が一丸となって業務に遂行し、絶えず輸送の安全 性の向上に努める。また、輸送の安全に関する情報については積極的に公表する。
- 2 輸送の安全に関する目標(令和5年度)
- (1) 重大事故ゼロ
- (2)架空線切断事故ゼロ
- (3)後退時接触事故ゼロ
- (4)物損事故ゼロ
- (5) 労災事故ゼロ
- 3 輸送の安全に関する達成状況(令和4年度)

(1)重大事故ゼロ0件達成(2)物損事故ゼロ4件未達成(3)労災事故ゼロ4件未達成

4 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計(重大事故) 令和4年度:0件

- 5 輸送の安全に関する重点施策
- (1)輸送の安全の確保が最も重要であるという認識を徹底させる為、関係法令等で定められた事項を遵守する
- (2)輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努める
- (3)輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達・共有する
- (4) 輸送の安全に関する自主点検を行い、必要な是正措置又は予防措置を行うように努める

- (5)輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施する
- 6 輸送の安全に関する計画
- (1)事故防止対策委員会の積極的な運用
- (2) 社内にて安全標語の募集を行い、最優秀賞・優秀賞の選考を行い、結果を公表するまた、最優秀賞の標語が入ったボールペンを全員に配布し、安全意識の向上へ繋げてもらう
- (3) ヒヤリ・ハット投函箱の有効活用(事例の公開・検討・活用)と点呼時の情報収集・伝達・注意喚起
- (4) 対策すべき事故等について、検証と対策の協議行い、類似事故が起きないよう指導・教育の徹底
- (5) アルコール濃度ゼロ以外の乗務禁止
- (6) ながら運転の撲滅
- (7) あおり運転の撲滅
- (8) 交通弱者保護について教育の徹底
- (9) 適性診断の定期受診と診断結果によるカウンセリング
- (10) 輸送の安全に関する投資額を 2,439,000 円とする (個人・団体無事故表彰等)
- (11)輸送の安全に関する設備投資額を1,200,000円とする(事故防止安全対策費)
- 7 輸送の安全に関する教育及び研修の計画
- (1) 定期的安全対策会議の開催 ※別紙 1
- (2) 複数回事故惹起者、または追突等過失の大きい事故を起こした者への個別指導
- 8 安全統括責任者

取締役社長

9 事故・災害に関する報告連絡体制

別紙「事故・災害に関する報告連絡体制」にて ※別紙 2

10 輸送の安全に対する内部監査結果、措置内容

全営業所を対象として、年に2回、自主点検を実施しております

上記の自主点検の結果に応じて指導・改善を行い、是正・予防措置を指示しております

2023年度 安全対策会議年間教育計画表

(2023年 4月1日~2024年 3月31日)

| | 教育項目1 | 教育項目2 | 内 容 |
|-----|--------------------------------------|---------------------|--|
| 4月 | トラックを運転する場合の心構え | 交通弱者保護について | トラックを運転する際、どのような事に配慮すべきか?また、交通弱者保護についての認識をしっかり把握させ、常に安全運行を行るよう指導。 |
| 5月 | 健康管理の重要性 | 事故防止対策委員会 検証と対策について | 健康診断の結果で要注意・再検査等がある運転者に対し、健康管理の重要性をしっかり理解してもらい、健康起因事故を起こさない為にも、再検査等受診をしてもらうよう指導。 |
| 6月 | 運転者の運転適性に応じた安全運転 | 労災事故の防止 | 適性診断を受診した運転者を基に、診断結果や自身の癖をしっかり理解してもらい、 日常の安全運行に活かせてもらう。また、労災事故に対し、何故起こるのか?という 心理的部分等を理解させ、労災事故防止に繋げてもらう。 |
| 7月 | 危険物を運搬する場合に留意すべき事項 | күт | 危険物の性質等、何が危険なのか?をしっかり把握させ、運搬に携わる際には、万全を期すように指導。また回収したKYTシートをアナウンスすることで、事例に対して新たな注意点などを確認してもらう。 |
| 8月 | トラックの運行の安全を確保するために遵守すべき 基本的事項 | 交通弱者保護について | 運転者が遵守すべき基本的事項をしっかりと把握させ、プロドライバーとしての自覚を持って運行をするよう指導。また、交通弱者保護について「思いやり」「譲り合い」の心をしっかり持って運行するよう指導。 |
| 9月 | 貨物の正しい積載方法 | 疾病・過労に関する教育 | 偏荷重が生じないような貨物の積載方法や運搬中に荷崩れが生じないよう貨物の固縛方法等を指導。健康起因事故に対しての危険性をりっかり理解させ、万が一体調不良に陥った場合の対応方法等を指導。 |
| 10月 | 過積載の危険性 | 労災事故の防止 | 過積載がトラックの安定性等に与える悪影響を理解させ、過積載運行をしないよう指導。労災事故に対し、何故起こるのか?という心理的部分等を理解させ、労災事故 防止に繋げてもらうよう指導。 |
| 11月 | 適切な運行の経路及び当該経路における道路及び 交通の状況 | 事故防止対策委員会 検証と対策について | 運送事業に係る主な道路及び交通の状況を把握させ、トラックを安全運行させる為に留意すべき事項を指導。事故防で協議された内容等を掲示だけではなくアナウンスし、今後の安全運行等に繋げてもらう。 |
| 12月 | 危険の予測及び回避並びに緊急時における対応方法 | 交通弱者保護について | 異常気象時(暴風・降雪)等において、安全の確保を最優先とし、立ち往生する前に 安全な場所へ待避するなど状況に応じての対処法を理解させる。また、交通弱者に 対し、「思いやり」「譲り合い」の気持ちをしっかり持って車両を運行するよう指導。 |
| 1月 | 交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因と これらへの対応方法 | күт | 過労などの生理的要因並びに慣れや過信による集中力の欠如等の心理的要因が 事故を引き起こす恐れがある事を理解させる。また、回収したKYTシートをアナウン スすることで、事例に対して新たな注意点などを確認してもらう。 |
| 2月 | 安全性の向上は図るための装置を備えるトラックの適切な運転方法 | 労災事故の防止 | 運転支援装置を誤った解釈の基で使用することで事故に結びつく事があるという事例等を説明し理解させる。冬期間特有の労災事故について、何故起こるのかを理解させ、労災防止に繋げてもらう。 |
| 3月 | トラックの構造上の特性 | 疾病・過労に関する教育 | トラックの車高・視野・死角・内輪差及び制動距離等が他の車両と異なる事を理解させ安全運行に繋げてもらう。健康起因事故に対しての危険性をしっかり理解させ、万が一体調不良に陥った場合の対応方法を指導。 |

事故・災害発生時には、緊急時連絡体制に基づき連絡をする



